

4月1日現在の所有(使用)者へ納税通

軽自動車税種別割

持印鑑、保険証、事故証明書など

■保険年金課 TEL(32)6425

国民健康保険加入者が、交通事故など第三者の行為によるけがで保険証を使用する場合には、保険年金課に届け出が必要です

交通事故などにあつたときは国民健康保険に届出を!

■苫小牧年金事務所 TEL(36)6135
市保険年金課 TEL(32)6429

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予・学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間	含まれる	含まれる	含まれる*2	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算	含まれる	含まれる*1	含まれる*1・2	含まれない	含まれない

※1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が少なくなります
※2 免除の減額後の保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります

自動車税種別割の納期限は5月31日(水)です

■市民税課 TEL(32)6244

●自動車税種別割は、総合振興局・道税事務所の窓口や金融機関、郵便局、コンビニエンスストアのほか、スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイト(事前登録必要)による納税も可能です ●納税通知書が届かない方は、札幌道税事務所自動車税部へご連絡ください

■札幌道税事務所 TEL(011)7461190 (自動車音声) 苫小牧道税事務所 TEL(32)5285

知書を5月中旬に送付しますので、5月31日(水)までに納付してください。身体障害者手帳などの交付を受けている方のために使用する、本人または同一生計者の軽自動車などで一定の要件に該当する場合、減免の対象となりますので申請してください。令和4年度以前に減免を受けた方が軽自動車などを乗り換えている場合や、標識番号(ナンバー)を変更した場合も新たに申請が必要です

固定資産に変更が生じた場合は

家屋の増築(風除室なども含む)や、取り壊し・一部減築で面積が変わった、用途を変更したまたは車庫や物置などを新設した場合は固定資産税が変動することがありますのでご連絡ください ※法務局で登記申請を行わなかった場合に限り資産税課 家屋係II TEL(32)6268 土

調理師試験のお知らせ

地係II TEL(32)6267

■8月29日(火) 13時30分〜16時

■高等学校入学資格を有する者で2年以上調理の業務に従事した方

■6千900円の北海道収入証紙

■5月8日(月)〜19日(金)に苫小牧保健所で配布の願書を直接または郵送(消印有効)で〒053-0021 若草町2-2-21 苫小牧保健所 TEL(77)99333

■苫小牧保健所 TEL(77)99333

■市健康支援課 TEL(32)6407



水道修理の申し込み、家屋解体時の届け出

水道修理の申込

水道修理 かりつけ



直接水道業者に電話し、修理を依頼してください。アパートや借家にお住まいの方は、まず大家さんなどにご相談ください。宅地内および建物内の水道管は建物の一部であるため、市では修理を行っていません

家屋解体時の届出

苫小牧 水道撤去

水道を利用していた家屋の解体を行う前には、別途水道設備の撤去の届出や工事が必要となります。なお、水道設備の撤去は解体事業者ではできませんので、市指定の給水装置工事業者に依頼してください。詳しくは市HPをご覧ください

■水道窓口課 TEL(32)6695(平日昼間) TEL(32)6111(左記以外)

広告